

平成20年9月17日

竺原光江様

最高裁判所事務総局行政局

審査請求書の送付について（通知）

平成20年8月29日付けをもって貴殿から提出されました審査請求書は、同請求書において不作為にかかる行政庁とされている裁判官の直近上級行政庁（行政不服審査法7条）に当たる下記の庁へ送付しました。

なお、今後の手続等については、下記の庁に対してしてください。

記

東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所